

運転免許関係事務及び講習の資格認定審査委員会設定要領について

例規（免）第45号
平成22年9月22日
千葉県警察本部長

〔沿革〕 令和2年3月例規（警）第14号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この要綱は、運転免許関係事務及び講習の資格認定基準に関する規程（平成22年千葉県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）第4条の規定により行う資格認定に係る審査を、適正に実施するため設置する運転免許関係事務及び講習の資格認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

3 任務

審査委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 運転免許関係事務の委託に係る公安委員会の認める法人に関すること。
- (2) 講習業務の委託に係る公安委員会の認める法人等に関すること。

4 組織

審査委員会は、委員長及び委員で構成する。

5 委員長

委員長は、交通部運転免許本部長とする。

6 委員

委員は、交通部交通総務課長、交通部運転免許本部運転免許課長、交通部運転免許本部運転教育課長、交通部運転免許本部執行課長及び交通部運転免許本部流山運転免許センター長をもって充てる。

7 審査委員会

- (1) 審査委員会は、規程第3条及び第8条に基づき、委員長が招集する。
- (2) 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。
- (3) 審査委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- (4) 委員長に事故があったときは、規程第2条第3号及び第4号の業務を所管する所属の委員がその職務を代行する。
- (5) 審査委員会は、規程第3条に基づく申請があったときは、規程第4条に基づく別表1及び別表2により審査するものとする。

8 庶務

審査委員会の庶務は、規程第2条第3号及び第4号の業務を所管する所属において行う。